

設計図書等に関する質問・回答書

令和4年 5月13日

商号又は名称  
代 表 者

工事番号	令和4年度 仙松維第1号	
工 事 名	仙台松島道路 舗裝修繕工事	
番号	質問事項	回答事項
1	<p>施工条件明示書5-(3)で、宮城県警察高速道路交通警察隊(以下、高速隊)との車線規制における協議が未成立となっておりますが、工事契約後、高速隊と協議の結果、施工計画(総合評価落札方式)に記載した内容が履行出来なくなった場合は、協議の対象になるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>協議対象になります。</p>
2	<p>施工条件明示書18-(1)で、舗装の下請け制限について、土木工事共通特記仕様書によることと記載がありますが、アスファルト舗装工事に係る部分には路面切削作業は該当せず、路面切削及びその補助作業は外注可能と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3には、路面切削作業の記載はありません。なお、相応札業者以外ののみ外注可能となります。</p>
3	<p>施工条件明示書26-(1)で、交通誘導員の人数について、協議の上設計変更すると明記されていますが、現道車線規制に伴う、交通規制帯起点部の車線誘導及び中間部の徐行標示は、交通誘導員に換えて電光表示板等に変更することは可能なものなのでしょうか。ご教授願います。</p>	<p>交通管理者との協議になりますが、作業時間帯は交通誘導員の配置を想定しています。なお、電光表示板等は仮設工の交通規制材に含まれております。</p>
4	<p>施工条件明示書27-(3)で、作業時間帯は後片付けを含み昼間作業と明記されていますが、後片付けには交通規制帯の撤去も含むのでしょうか。それとも工事期間中は、夜間も交通規制帯や規制帯内の施工機械は存置可能なのでしょうか。ご教授願います。</p>	<p>工事規制区間については、終日車線規制を想定しており施工機械は存置可能です。</p>
5	<p>参考までに想定されている交通規制図を明示願います。</p>	<p>別添資料のとおりです。</p>
<p>令和4年 5月17日</p> <p style="text-align: right;">回答者 宮城県道路公社 建設部長 (公印省略)</p>		